

障害児通所支援事業 ご利用の手引き

障害児通所支援事業とは

法律や規則などで定められたものは表記を「障害」にしています。

発達に心配があり支援の必要性が認められる児童を対象とした児童福祉法に基づく福祉サービスです。

児童発達支援	支援が必要な主に未就学の児童を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適應するための支援を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く。）に就学している支援が必要な児童を対象とし、学校の授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	支援が必要な児童が集団生活を営む施設（認定こども園や幼稚園、学校など）を訪問し、児童本人に対して、集団生活に適應するための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等のために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。 ※利用には障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画案が必須

対象となる児童

- ・障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を有する又は特別児童扶養手当等を受給している児童
- ・上記以外で、何らかの障害が想定され、支援の必要性が認められる児童
※「支援が必要であることを客観的に確認できる書類（※詳細はお問合せください）」の提出が必要です。

利用者負担額

サービス利用にかかる利用者負担額は、サービス提供に要した費用の1割（1回あたり1,000円～2,500円程度）です。お子さんに必要な支援の内容により負担額は異なります。一月あたりの負担額は世帯^{※1}の所得に応じた負担上限月額までです。事業所によっては、別途おやつ代や昼食代等の実費負担額がかかる場合があります。

区分	世帯の所得などの状況		負担上限月額
生活保護	生活保護（または中国残留邦人等支援法による支援給付）受給世帯		0円
低所得1	市民税非課税世帯	児童の保護者の収入の年収が80万円以下	0円
一般1	市民税課税世帯	市民税所得割額 ^{※2} が28万円未満	4,600円
一般2		市民税所得割額 が28万円以上	37,200円

※1 世帯は、原則として住民基本台帳の世帯です。同一世帯員には、サービスを利用する児童の保護者が単身赴任等で別世帯である場合も含まれます。

※2 市民税所得割額は、支給期間の初月が①7～翌年3月の場合：当該年度、②4～6月の場合：前年度のものを確認します。住宅借入金等特別税額控除及び寄付金税額控除については、控除される前の額を用います。

幼児教育・保育の無償化	満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間、障害児通所支援等の利用者負担額が無償化されます。認定こども園・幼稚園等と併用する場合は、両方とも無償化の対象です。
多子軽減措置	小学校就学前の児童が2人以上いる世帯では、利用者負担額が軽減される場合があります。条件により所得制限があります。
高額障害児通所給付費	補装具作成など他の障害福祉サービスを併用した際に世帯で支払った利用者負担額の合計が基準額（37,200円）を超えた場合には、保護者からの申請により負担額の一部を還付する制度があります。

障害児通所支援の利用の流れ

- ・障害児通所支援の各サービスは、お子さんの成長を支えることを目的としています。お子さんの年齢・体力、生活リズムに合わせた利用としてください。
- ・学習塾や習い事、預かり事業とは異なりますので、利用日数は、お子さんの支援に必要な分だけを国が定める事務処理要領に基づいて支給決定します。あらかじめご承知おきください。

相談・見学

障害児相談支援事業所などに相談し、障害児通所支援事業所の支援内容の確認や事業所見学を行きましょう。

※就学前のお子さんの場合、支援の必要性を客観的に把握していただくため、「申請書」を提出する前に外部の相談機関をご案内する場合があります。

必要書類の提出

千歳市在住の方は、市窓口で「障害児通所給付費等支給申請書」などの申請書類と「障害児支援利用計画案」（又は「セルフプラン」）を提出してください。障害者手帳など「支援が必要であることが客観的に確認できる書類」を併せて提出していただきます。

調査（面接又は電話）

国が定める事務処理要領に基づき、お子さんの心身の状況や家庭環境などの勘案事項、利用に関する意向等について面接等により調査を行います。

支給決定・受給者証の交付

国が定める事務処理要領に基づき、申請書等や調査内容、「障害児支援利用計画案」（又は「セルフプラン」）の内容を確認した上で、支給の要否及び必要な利用日数、支給決定期間などを決定します。支給要と決定した場合には、「通所受給者証」をお渡しします。（※「通所受給者証」は、障害者手帳ではありません。）

事業所との契約・サービス利用

「通所受給者証」を持参して、障害児通所支援事業所と契約等の手続きをしてください。必ず、契約書及び重要事項説明書の説明を受けましょう。

複数の事業所に通所する場合

負担上限月額4,600円の場合、上限額を超えて利用者負担額を支払うことのないよう、利用先事業所に上限額管理を依頼する必要があります。（※37,200円の場合でも支給決定内容によっては、上限額管理が必要となる場合があります。）

- ・原則として、最も多く利用する事業所に利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書を記入してもらい、市窓口へ提出してください。

※千歳市児童発達支援センターの「児童発達支援」利用者に限り、千歳市児童発達支援センターが上限額管理を行います。

障害児相談支援事業所とは

- ・相談支援専門員が、お子さんや保護者の困りごと、心配なことについて一緒に考え、お子さんの成長や社会に出てからの生活などの総合的な相談や利用可能な福祉サービスについての情報提供などを行います。
- ・障害児通所支援事業を利用する際には、「障害児支援利用計画案」を作成し、定期的に利用状況のモニタリングを行います。

障害児通所支援事業の制度全般に関するお問い合わせ

千歳市 こども福祉部 児童発達支援センター 通所給付係

千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市総合福祉センター2階

電話：0123-24-3131（内線642） FAX：0123-27-1113

受付：平日 午前9時～午後5時



2024年3月作成